

第 127 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

日 時 : 令和 6 年 7 月 1 日 (月)
午後 2 時 00 分から午後 3 時 00 分まで

場 所 : 八戸市庁 本館地下 研修室

第 127 回八戸市都市計画審議会 会 議 録

出席委員（13 名）

第 1 号委員

小 藤 一 樹	（八戸工業大学教授）
高 須 則 行	（八戸学院大学教授）
金 善 旭	（八戸工業高等専門学校准教授）
岩 藤 壽 通	（元八戸市建設部長）

第 2 号委員

日 當 正 男	（八戸市議会副議長）
---------	------------

第 3 号委員

大和山 真 一	（青森県三八地域県民局 地域農林水産部長）
---------	-----------------------

第 4 号委員

寺 下 一 之	（八戸商工会議所）
滝 尻 善 友	（八戸青年会議所）
荒 川 繁 信	（八戸市連合町内会連絡協議会）
阿 部 弘 子	（八戸市社会福祉協議会）
加 藤 浩 幸	（八戸農業協同組合）
尾 崎 紀 子	（公募委員）
松 井 正 文	（公募委員）

事務局出席者

石 上 勝 典	(都市整備部長)
石 橋 敏 行	(都市整備部次長兼都市政策課長)
上 舘 章	(都市政策課参事 都市計画グループリーダー)
田名部 智 孝	(都市政策課副参事)
森 田 航 介	(都市政策課技師)
松 長 春 樹	(都市政策課技師)
田 村 春 佳	(都市政策課主事)
間 山 順 子	(建築指導課参事 建築指導グループリーダー)
椿 原 昌 史	(建築指導課技査)

申請者

杉浦 きよみ	(有限会社 東司清掃管理 代表取締役)
杉浦 亮太	(有限会社 東司清掃管理 取締役)

設計者

太田 憲士	(おおた設計事務所 代表)
-------	---------------

代理人

島守 雅之	(島守経営労務事務所 代表)
嶋本 匠	(島守経営労務事務所 課長)

第 127 回 八戸市都市計画審議会

令和 6 年 7 月 1 日（月）14:00～15:00

八戸市庁 本館地下 研修室

○司会

本日はお忙しい中、ご出席くださいまして誠にありがとうございます。

ただいまより、第 127 回八戸市都市計画審議会を開会いたします。

はじめに、八戸市都市計画審議会委員の委嘱状交付を行います。

本来であれば、市長から委嘱状の交付をさせていただくところですが、本日、市長は別の公務のため出席できませんので、石田副市長より執り行わせていただきます。

お名前をお呼びいたしますので、その場にてご起立願います。

小藤 一樹 様。

○副市長

委嘱状 小藤 一樹 様。八戸市都市計画審議会委員を委嘱します。

期間は令和 6 年 7 月 1 日から令和 8 年 6 月 30 日までとします。

令和 6 年 7 月 1 日 八戸市長 熊谷 雄一。

どうぞよろしくお願いいたします。

○司会

高須 則行 様。

金 善旭 様。

岩藤 壽通 様。

日當 正男 様。

大和山 真一 様。

寺下 一之 様。

滝尻 善友 様。

荒川 繁信 様。

阿部 弘子 様。

加藤 浩幸 様。

尾崎 紀子 様。

松井 正文 様。

委嘱状交付は以上となります。

それでは、石田副市長より御挨拶を申し上げます。

○副市長

改めまして、副市長の石田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。
八戸市都市計画審議会の開会に当たりまして、一言、御挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃より市政運営に御協力をいただいておりますとともに、このたびは、大変お忙しい中、本審議会の委員をお引き受けくださいます。誠にありがとうございます。

さて、皆様御承知のとおり、都市計画は将来の都市の姿を定め、健全な都市を創り上げていくために定められる計画であり、その決定に当たっては、都市計画審議会において専門的な見地から御審議をいただくとともに、その議決を経ることが都市計画法に定められております。

当市における都市計画審議会につきましては、昭和45年2月に開催された第1回の審議会以来、本日で127回を数えることとなりますが、これまで、新産業都市指定以降の、拡大基調にある市域の均衡ある発展、あるいは、平成になり、少子高齢化や人口減少によって引き起こされた、都市のスポンジ化への対応など、その時代における各種課題を背景とした、都市計画に関する案件について御審議をいただいております。

現在、当市を取り巻く状況といたしましては、先ほど述べました少子高齢化や人口減少の進行に加えまして、グローバル化やデジタル化の進展、グリーン社会実現に向けた取組の加速化など、対応すべき課題が、これまでになく多種多様なものとなっており、将来の都市像を定める都市計画におきましても、これらの課題等に対応しながら、持続可能なまちづくりを推進していくことが重要となっております。

皆様におかれましては、このように時代が大きく変化する中で御審議いただくこととなりますが、将来にわたって豊かで活力ある新しい八戸を創り上げていくため、引き続きお力添えを賜りますようお願い申し上げます。挨拶といたします。

令和6年7月1日 八戸市長 熊谷 雄一。

○司会

議事に入る前に、事務局職員の紹介をさせていただきます。

都市整備部長の石上です。

都市整備部次長兼都市政策課長の石橋です。

都市計画グループの田名部です。

同じく森田です。

同じく松長です。

同じく田村です。

そして、わたくし、都市計画グループリーダーの上舘でございます。よろしくお願いいたします。

次に、資料の確認をさせていただきます。

資料は、本日お配りしております「次第、席図、出席者名簿」、そして、事前に送付しております「議案資料、参考資料、説明資料、資料のポイント」となっております。

お手元に資料のない方はお知らせください。

それでは、改めまして事務局よりご報告申し上げます。

本日は審議委員で、新井委員、羽田委員の2名が欠席となっております。

委員15名中13名が出席しておりますので、八戸市都市計画審議会条例第6条第2項の規定により、会議が成立することをご報告申し上げます。

それでは、本日の組織会の議事案件でございます、会長選任及び職務代理者の指名に移らせていただきます。

新しい会長が決まるまでの仮議長を石田副市長にお願いしたいと存じます。石田副市長、議長席へお願いいたします。

○副市長

それではしばらくの間、仮議長をつとめさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

早速ではございますが、会長の選出に入りたいと思います。会長につきましては、八戸市都市計画審議会条例第5条第1項の規定に基づき、学識経験のある者として委嘱された委員のうちから、委員の互選により定めることとなっております。

どなたかご推薦はございますか。

○委員
はい。

○副市長
どうぞ、岩藤委員。

○委員
小藤委員を会長に推薦したいと思います。

○副市長
ただいま、会長に小藤委員を、とのご推薦がありましたが、皆様いかがでしょうか。

○委員
異議なし。

○副市長
ご異議ないようですので、小藤委員よろしいでしょうか。

○委員
承知いたしました。

○副市長
ありがとうございます。
それでは、会長を小藤委員に決定いたします。
会長が決まりましたので、仮議長の任を終わらせていただきます。

○司会
小藤会長は、議長席に移動をお願いいたします。
それでは、小藤会長から、一言ご挨拶をお願いいたします。

○会長
ただいま会長に選任されました、八戸工業大学で建築の教授をしております小藤 一樹 と申します。どうぞよろしくお願いします。
私は八戸工業大学に来てちょうど10年経ったところでして、その前は東京都内で主に再開発をやっている設計事務所の勤務をしておりました。そちらでは

主に総合病院の設計を担当しておりました。

縁があって、10 年前に、八戸工業大学の教員になり、八戸市の方では建築審査会、開発審査会の委員をしております。

今回、都市計画審議会の方の委員も担うことになりまして、三つの委員を兼任しているということから、できるだけ多角的でかつ横断的な視点から見ていきたいと思っております。

これから2年間の任期となりますが、審議に際しては活発なご意見を皆様からいただいきたいと考えておりますので、皆様ご協力のほどどうぞよろしくお願いいたします。

それでは引き続き、職務代理者の指名を行いたいと思います。

職務代理者につきましては、八戸市都市計画審議会条例第5条第3項の規定により、会長があらかじめ指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

私といたしましては、金委員に職務代理者をお願いしたいと考えております。金委員よろしいでしょうか。

○委員

承知いたしました。

○会長

ありがとうございます。

それでは、職務代理者が金委員に決定いたしましたので、金委員より一言ご挨拶をお願いいたします。

○職務代理者

職務代理者に選任されました金 善旭と申します。

小藤会長を支えながら、審議会がスムーズに進行するように心がけていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○会長

金委員、ありがとうございました。

会長と職務代理者が決まりましたので、進行を事務局にお返しします。

○司会

ありがとうございました。以上をもちまして組織会を終了いたします。

続きまして、議案の審議に移りたいと存じます。

審議に先立ちまして、石田副市長より会長へ付議をお願いいたします。

○副市長

それでは代読させていただきます。

八戸市都市計画審議会会長 小藤 一樹 様。

建築基準法第 51 条ただし書きによる特定行政庁許可について。

このことについて、建築基準法第 51 条の規定により、次のとおり付議する。

建築基準法第 51 条ただし書きによる一般廃棄物処理施設の敷地の位置について。

どうぞよろしく申し上げます。

○司会

ここで、石田副市長は公務のため、退席させていただきますことをご了承願います。

○副市長

それでは皆様、ご審議のほど、どうぞよろしくをお願いいたします。

○司会

ここで、本日の議案の担当課であります、建築指導課の職員と、事業者の東司清掃管理の担当者に入室していただきます。

それではあらためまして、小藤会長に議事の進行をお願いいたします。

○会長

ただいま、付議をいただきましたので、慎重に審議したいと思います。

審議に入る前に、会議録確認者の選任を行いたいと思います。

私から指名させていただいてよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

ご異議ないようですので、それでは、高須委員、滝尻委員をお願いいたします。

それでは、議案第 1 号について、説明をお願いします。

○事務局

それでは、議案 1 号 建築基準法第 51 条による一般廃棄物処理施設の敷地の位置についてご説明いたします。

お手元の A 3 資料は、パワーポイントの内容をまとめたものになりますので、パワーポイントの資料に沿ってご説明いたします。

事前に配布しております説明資料の、インデックスがついている資料に沿って、スライドを使ってご説明いたします。

まず始めに、建築基準法第 51 条について、ご説明いたします。

本条により、都市計画区域内では、周辺への影響が大きいごみ処理施設などの施設は、原則、都市計画でその敷地の位置を決定したものでなければ、新築や増築してはならないことになっています。

ただし例外として、特定行政庁である八戸市が、都道府県又は市町村の都市計画審議会の議を経て、その敷地の位置が都市計画上支障がないと認めて許可する場合は、新築や増築をすることができます。

一般廃棄物処理施設については、市の都市計画審議会で、その敷地の位置が都市計画上支障がないかご審議していただくことになります。

本案件は、一事業者が建設する施設であり、恒久的かつ広域的な処理を行うものと認めがたく、その敷地の位置を都市計画決定することにはそぐわないことから、この条文にあるただし書きの規定に基づき、当審議会へ付議したものであります。

こちらは、許可手続きのフローです。

都市計画決定しないため、許可手続きに進み、当市の判断基準により計画を審査し、その敷地の位置に問題ないと判断したため、本審議会に付議しております。議を経まして、異議のない旨の答申を得られれば、許可する予定となっております。

こちらは、市の判断基準の概要となっております。

(1)都市内の位置、(2)立地区域・敷地条件、(3)施設計画、(4)交通処理について、上位計画との整合、市街化が見込まれる位置にないか、住居系地域への環境や周辺交通への影響などを審査しております。

次のページから計画施設について説明いたします。

計画施設の概要を説明します。

申請者は、有限会社東司清掃管理 代表取締役 杉浦きよみ

申請地は、八戸市大字坂牛字永平 11-46、敷地面積は 2,276.80 m²です。

施設の種類の種類は、圧縮・梱包施設と呼ばれるごみ処理施設で、処理する一般廃棄物の種類は、再資源化が可能な可燃ごみの廃プラスチック類、紙くず、不燃ごみの金属くずとなっております。

処理能力が 1 日当たり 5 トンを超えると許可対象になりますが、本施設の処理能力は、それぞれ表に示すとおり可燃ごみ、不燃ごみとも、5 t を超えております。

ここから、計画施設の位置に関する検討の説明をします。市の判断基準の該当項目を右上の白抜きの部分に載せています。

こちらは都市計画マスタープランの地域別の構想図です。都市内の位置の検討をしております。

申請地は白山台の南西側にあり、緑地ゾーンに位置しております。

緑地ゾーンは、山林や樹林地などの緑の保全を図るゾーンですが、申請地の現況は、申請者所有の車両置き場・廃棄物積替保管場所となっており、すでに休憩所などが立地している敷地です。周囲は、森林に囲まれており、都市計画マスタープランの内容と著しく乖離しておりません。

こちらは都市計画図で、位置や敷地条件等について検討しております。

図中央の色がついているところは白山台で、申請地のある白色の部分は市街化調整区域であり、用途地域の指定はなく、原則、建物を建てることができないため、市街化が見込まれる場所ではありません。

現在、計画敷地に既存の休憩所、便所が建っていますが、これらは平成 15 年に車両置き場の管理休憩施設として、八戸市の江陽地区から、公害移転のため都市計画法の許可を受け、建築されております。

申請地から店舗や事務所、住宅などが建てられる第 2 種住居地域までは、直線距離で約 220m と一定の距離があります。

次に航空写真で周辺状況を確認いたします。位置、敷地条件、交通処理等を検討しております。

申請地は八戸市一般廃棄物最終処分場に向かう通路の向かい側に位置し、周辺は主に森林となっており、周辺への影響は少ないと判断しております。

また、敷地の前面道路は、市の最終処分場まで通じる袋小路で交通量は少なく、交通に影響が出るような場所ではありません。

次に、廃棄物の搬出入経路について説明します。こちらでは、交通処理について検討しております。

白山台の主要道路や国道 340 号から、幅員約 9 メートルの市道を経て、袋小路の認定幅員 8.5 メートルの市道に入り、敷地へ搬入します。

運搬車両は最大積載量 5 トン未満、車両総重量 8 トン未満の中型車で、1 日に 5、6 台程度の通行予定で、中型車のため、車両の騒音・振動の影響は少ないと判断しています。

こちらは、敷地内の搬出入経路です。施設計画と交通処理について検討しております。

入場後、まず、トラックスケールで計量、工場で荷下ろしし、最後にトラックスケールで計量して退場します。

敷地内は車両の転回スペースや待避スペースが計画され、敷地の外で車両が滞留しないよう配慮されています。また、敷地の出入口の見通しを確保して事故防止にも配慮しています。

こちらは、建屋内における廃棄物の処理の流れです。施設計画について検討しております。

廃棄物は搬入後すぐに機械に投入し、圧縮・成形されて番線で巻かれた状態のボールとよばれるものが排出されます。

ボールは同じ建屋内や、別棟の積替保管場所で一時保管され、再生資源として売却・搬出されますので、大気汚染や水質汚濁など周りに与える影響はありません。

次に、建物の計画について簡単にご説明します。

こちらは配置図です。

①は廃棄物を処理する機械が設置される工場、②は積替保管場所と車庫です。③、④は既存の休憩所と便所となっております。

こちらは、工場の平面図・立面図です。西面がシャッターとなっており、車両が出入りすることになります。

建屋内に機器を 2 機設置する計画となっており、2 回に分けて工事する計画です。

こちらは、積替保管場所、車庫の平面図・立面図です。圧縮・梱包したボールを保管するため、十分な大きさとなっております。

最後に、環境・公害関係の説明をします。

これらについては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく許可をする際に、審査の必須項目となっております。所管部署である当市の環境保全課に許可申請され、許可済となっておりますので簡単にご説明いたします。

大気汚染に関しては、この施設は廃棄物を圧縮・成形する機器で、屋内に設置することから粉塵の影響はありません。

水質汚濁に関しては、廃棄物処理施設からの排水は発生しないことから影響はありません。

騒音及び振動に関しては、次のスライドでご説明いたします。

悪臭に関しては、施設で扱う廃棄物は、悪臭防止法の特定悪臭物質を発生しません。

それでは、騒音、振動についてご説明いたします。

右上図のとおり、N o . 1 から N o . 4 の敷地境界線上の 4 箇所について現況調査し、施設稼働による予測値との比較をしています。

騒音の予測にあたっては、建屋のシャッターを開放した状態で検討しています。

予測値は、騒音については現況とほぼ変わらず、振動については微増で、周りに与える影響はありません。

また、申請地の騒音・振動の規制基準はありませんが、N o . 3 の位置での騒音の予測値の最大値 55dB と、振動の予測値の最大値 51dB は、住居系地域の規制値をクリアしており、最寄りの第 2 種住居地域においても影響はありません。

これらの検討の結果、一般廃棄物処理施設の敷地の位置について支障がないと判断しております。

以上をもちまして、議案の説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○会長

ただいまの説明に対し、ご意見ご質問等ありましたら、挙手をお願いいたします。

○委員

申請地は市街化調整区域内であり、処理の妥当性については問題が無いと認められておりますが、処理施設の周辺事情ですね。

ビニールハウスとか農地が存在しているように見受けられますが、これらの作物の影響については、どのような調査をされたのでしょうか。お知らせください

い。

また、周辺土地所有者ではどのような説明を行って理解を得られたのか、その辺も聞かせてください。

また、現地には既存の建物があるようですけども、この建物ではどんな業務を行っていますか。

以上でございます。

○事務局

まず周辺の環境への影響ですけれども、環境の影響や公害防止対策については、廃棄物の処理および清掃に関する法律の許可の対象の施設であるために、許可申請の中で周辺の環境影響や、公害防止対策等に関する生活環境調査報告書が提出されております。

その内容が審査され、許可を取得しているものとなっております。

周辺への説明につきましては、申請者からご説明いたします。

○申請者

廃棄物処理に伴う振動や騒音については、こちらの 51 条の許可がまだ下りておりませんので、許可がおりましたら、周辺所有者に対して丁寧に説明をしたいと思っております。工事の苦情等に対しても誠実に対応していきたいと思っております。

○事務局

また、現在の業務ということでしたが、申請者の東司清掃管理は青森県南エリアで廃棄物収集運搬作業を行っております。申請地の場所で廃棄物運搬車両の駐車場と、廃棄物の積み替えや保管を現在行っており、従業員の休憩場所とトイレが建っている状況となっております。

○委員

わかりました。これから説明をされる上で業者さんの方は大変ご苦労されると思いますけども、やはりですね、すべてのことは地元の方、地域の方々のご理解を得られてから前に進むということが、今後何十年営業活動されるにしても、今後の大きな課題です。十分説得しながら進めていただければと思います。

また、説明資料の 15 ページなんですけども、振動レベルの黄色の部分、40 デシベルでございますけれども、この入っている範囲内は、ビニールハウスの騒音のレベルですか？

○事務局

はい。ビニールハウスの黄色の線のところが 40 から 45 デシベルです。45 デシベルは震度でいくと 0 で、人はほとんど揺れを感じない程度のものになっております。

○委員

そうすれば稼働時間 8 時間ということになってもここで作業する人たちにとっては安心して、レベルの違いはあるにしても 0 とか 1 だと安心して作業できると思いますので、その辺りは慎重にしていきたいと思っております。

以上です。

○委員

搬入経路のところ、市営住宅が近くにありますがけれども、市営住宅の方からの反応というか、そういうお話は聞いているのでしょうか。

もうひとつ、車が通る時間帯も教えていただきたい。振動とか騒音とかありますけれども、市営住宅にいる方の精神的なところへの影響も調べてあるのか、教えてください。

○事務局

特別、市営住宅に住んでいる方の意見は聞いておりません。騒音、振動に関しましても 40 デシベルのラインがだいたい 100m ぐらいの線に入っていますので、一番近い市街化区域の白山台のラインまでは直線距離で 220m あり、その周辺は山林になっておりますので、白山台の市街地の方には影響がないと判断しております。

○申請者

時間帯は 8 時から 16 時です。休日は日曜日です。

○委員

わかりました。許可が下りて建てたあとも、市営住宅や、近くに小学校もありますから周りの住民の方々の意見を聞きながらやっていただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○委員

騒音と振動のところについてですけれども、今回一機目を設置し 3 年目に二機目を設置する予定ということですが、この騒音、振動に関しては二台同時に稼

働させたとしても同じことになるのでしょうか。

○事務局

二台同時に稼働してシャッターを開けた状態での予測値となっております。

○委員

そうすると、一台の場合予測値がもう少し低くなるという理解でよろしいでしょうか。

○事務局

そうだと考えられます。

○委員

わかりました。

○委員

近年たくさんクマが出ておりますけれども、廃棄物に臭いがついて、その臭いに対してクマが反応して集まってくるような可能性はありますか。

通常水で洗って廃棄物を処理すると思いますが、洗わないところもあると思います。そういった心配はないのでしょうか。

○申請者

基本はペットボトルで処理する部分になりますので、水処理をしたうえで、機械で圧縮する部分になります。もともと汚れているものをこちらで圧縮することはありませんので、大丈夫かと思います。

○会長

他にどなたかご意見ございますか。

○委員

はい。説明を聞き逃したかもしれませんが、そもそも施設を設置する必要性について教えていただければと思います。

○申請者

今メディアでもよく言われていますが、廃プラスチックというものがございます。国の方でも分別という部分で再利用化が推奨されております。

もともとは紙でやっていましたが、燃やすことなく廃プラスチックを圧縮して再利用化する試みをしていこうかなというところでこの施設を建てようかと思いました。

○事務局

以上に加えて、八戸市の広域市町村圏事務組合の方から民間の中間処理の業務委託が検討されているそうで、その問題の解決にもつながる形で建築して協力できればということで聞いておりました。

○委員

廃プラスチックの処理施設は既に八戸市にありますよね。

○事務局

複数あると思います。

○委員

容量が足りないから施設を建てる必要があるわけではなくて、業者が申請したから建てるということでしょうか。

○事務局

八戸市が建てるのではなくて、民間の業者が建てるものとなります。

本来八戸市が建てるのであれば、都市計画決定して処理施設を建てますが、今回は都市計画決定がされないために、ごみ処理を行う一事業者の方が持っている敷地で周りに影響が出ないような場所でごみ処理を行いたいということで申請がされたので、周りの影響や、この位置で大丈夫かどうかということで八戸市が検討して、この場所であれば問題ないのではないかとということを今回都市計画審議会に付議しております。

○委員

わかりました。

○会長

私の方から確認ですが、民間の廃棄処理施設ができることによって公共的にメリットがあるのかどうかはいかがでしょうか。

○事務局

基本は八戸市の施設で処理をするものですが、施設の更新をする場合や、故障して使えなくなった場合に民間の施設を利用することもあるそうなので、そういったときに協力をお願いして滞りなく処理が続けられるのではないかと考えられます。

○会長

わかりました。私の方から確認したい点がありまして、周辺への説明ですね。資料の15ページ目を見ると隣にビニールハウスのようなものが見えますけれども、周辺の説明はこの審議会の後に説明するという流れでは問題ないのでしょうか。

○事務局

問題ございません。この場所でいいかどうかが審議されて、問題ないという答申がなければこの場所では施設を建てられないため、許可が出た後に周辺の所有者の方に丁寧に説明していただくという流れになります。

○会長

わかりました。さらに私の方から質問ですけれども、今回の予定地はちょうど行き止まり道路に建設することになっていますが、従業員数は大体どのぐらいの人数を予定されているのでしょうか？

○申請者

従業員は2名で、繁忙期は3名から5名ということにしております。

○会長

例えば説明資料の9ページ目に配置図がありますけれども、その配置図で上の方に駐車場がありますが、だいたい職員の人数と同じくらい確保しているということですね。

○申請者

はい。

○会長

わかりました。気になったのが、もしここに大勢の人数が働くような施設ができるのであれば、避難所の話ですとか、緊急車両が入ってくる時に支障があるか

なと思いましたが、今の人数ですと大丈夫だろうという気がしております。

また、廃棄物処理の施設を作ると土壤汚染の話がよく問題になりますが、資料14 ページ目には、水質汚濁はなく、施設から排水は発生しないとありますけれども、特にこの施設で、例えば床を洗うとかはそういう排水は特に出たりしないでしょうか。

10 ページ目の図面を見ると出入口にグレーチングのようなものがありますが、これは床を水洗いしたときの排水用でしょうか？

○申請者

雨が降った時に水が入ってこないようにするためのものとなります。

○会長

では敷地内は基本的に職員がトイレを使ったりした場合の下水が地中浸透か何かで処理する形でしょうか。

○申請者

はい。

○会長

はい、わかりました。雨水も同様でしょうか。

○申請者

同様です。

○会長

はい。他に皆様からいかがでしょうか。

○委員

ちなみに、隣のビニールハウスの作物について知っている方はおられますか。

○申請者

すみません、把握できておりません。

○委員

説明する際の話ですが、臭いは出ないという話ですが、作物に埃など汚れに繋がる不安がなければいいなというスタンスで説明を聞くとしますので、その

あたりをきちんと説明していただければと思います。埃はそんなに出ないのでしょうか？

○申請者

はい。

○委員

わかりました。周辺の方にはきちんと説明をよろしくお願いします。

○委員

建物の敷地内は砂利か何かですか。

○事務局

砂利敷きの予定となっております。

○委員

開発許可を得て、雨量等もきちんと計算してやりますよね。

○事務局

この施設は一般廃棄物のごみ処理施設ですので、開発許可は不要でございます。

○委員

許可はいらないかもしれないけれども、実質的にはそういうところもちゃんとやっておかないと、後で苦情が出てきても困るので、そのあたりもよろしくお願いします。

○会長

他はいかがでしょうか。ちなみに私から質問ですが、10 ページ目に廃棄物処理の機械が載っていますが、こちらの機械はどういう動力で動くものでしょうか？電気でしょうか。

○事務局

電気で動くものです。

○会長

それは高压の引き込みでしょうか。

○申請者

低压の引き込みとなります。

○会長

わかりました。特にこれ以上ご意見がないようであれば、意見質問については終了といたしますけれども、いかがでしょうか？よろしいですか。

それでは、本日市長から付議のありました議案第1号について、当審議会といたしましては、「敷地の位置が都市計画上支障ない。」ということで、答申してよろしいでしょうか。

○委員

異議なし。

○会長

では、そのようにさせていただきます。

以上で、本日の審議は終了となりますので、建築指導課及び東司清掃管理の担当者は、ご退席ください。

最後に事務局から、その他として今後の開催予定について説明があるようですので、よろしくお願いします。

○司会

それでは、今後の予定についてお知らせいたします。

当審議会は、年間2回から3回、主に6月、10月、2月に開催しておりますが、具体的な開催時期については、審議案件の検討状況や関係機関との調整によって変更になる場合がございます。

次回の第128回八戸市都市計画審議会につきましては、来年2月に開催を予定しており、案件は八戸北インター第2工業団地地区計画の変更となります。

八戸北インター第2工業団地は、令和元年に地区計画を決定し、造成工事が進められてきましたが、西側の第1工区について、令和6年6月3日から分譲申込受付を開始するという段階まできております。

地区計画の変更内容につきましては、造成工事が進み、道路や緑地といった地

区施設の延長や面積が固まったことから内容の変更が必要となるものです。

審議会の詳細が決まり次第ご案内いたしますので、よろしくお願いいたします。

以上で説明を終わります。

○会長

ただいまの説明に対し、ご質問等はございますか。よろしいでしょうか。

本日の次第はすべて終了となりますので、進行を事務局にお返しします。

○司会

それでは、これをもちまして、第 127 回八戸市都市計画審議会を終了いたします。

本日はありがとうございました。